

## 志望のしおり

当会奨学規程の抜粋(募集要項)を以下に記します。十分ご理解のうえ出願してください。

### 1. 出願資格

当会奨学生として出願するには、以下のすべてに該当することが必要です。

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | 日本国籍を持つ者。  |
| (2) | 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26条)に定める福島県内の高等学校に在学する者。                    |
| (3) | 人物優秀かつ健康である者。  |
| (4) | 中学校最終学年における全履修教科の評定平均が4以上である者。                                 |
| (5) | 生計を一にする世帯所得が合計300万円以下である者<br>(公的機関が発行する各種証明書により、所得額を証明してください)。 |

次のいずれかに該当する方は出願資格がありません。

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | 高等学校の別科、専攻科(衛生看護科、水産高等学校、盲・聾学校高等部を除く)に在学する者。                           |
| (2) | 現に当会奨学生である者。   |
| (3) | 過去に当会奨学生であった者で、退学後、高等学校に入学あるいは編入学して同一学年以下を再履修する者。但し、入学あるいは編入学の翌年以降を除く。 |

### 2. 給付月額・期間・方法

- |     |      |  |
|-----|------|--|
| (1) | 給付月額 | 10,000円  |
| (2) | 給付期間 | 毎年4月から在学する学校の最短修業年限の終期まで。<br>(例:1年生で採用=3年間、3年生で採用=1年間)                                     |
| (3) | 給付方法 | 年4回、3か月分ずつ指定口座に振り込みます。振込手数料は当会負担です。<br>(第1回=5月、第2回=8月、第3回=11月、第4回=2月。新規採用者は初年度第1回=7月振込です)。 |
| (4) | 給付条件 | 資格を維持される限り返還義務はありませんが、不正受給・素行不良・成績の著しい下落等により、給付打ち切りや全額返還を求める場合があります。                       |

### 3. 出願の手続 (本人→高校→当会)

- (1) 応募期間は5月1日～6月30日(当日消印有効)です。高校入学後、出願の意思を高校に伝えてください。応募書類のやりとりは高校が窓口となり、当会から高校に書類一式をお送りします。書類が全て揃った時点で、高校から当会に提出していただきます。

- |   |         |                                  |
|---|---------|----------------------------------|
| ① | 奨学生願書   | 本人と連帯保証人の連署捺印(当会書式)              |
| ② | 生活状況報告書 | 本人が記入(当会書式)                      |
| ③ | 奨学生推薦調書 | 高校が記入(当会書式)                      |
| ④ | 成績証明書   | 中学第3学年最終学期の成績を証明するもの(生徒指導要録の写し等) |
| ⑤ | 在学証明書   | 高校にて発行                           |
| ⑥ | 所得証明書等  | 所得の種類に応じ必要書類を提出(詳細は願書を参照)        |
| ⑦ | 障害者手帳等  | 本人または家族の障害または長期療養の証明             |

- (2) 署名捺印が漏れている書類は無効となります。十分確認してください。

### 4. 推薦と選考 (高校→当会)

- (1) 「奨学生推薦調書」により学校長から推薦していただいでください。  
(2) 当会審査委員会で応募者の人物・健康状態・優秀性・学費支弁困難度などを検討し、適格度の高い

者から理事長が採用します。

### 5. 採否決定の時期と通知方法 (当会→高校→本人)

- (1) 出願締切後およそ2か月以内に、学校長を通じて審査結果を通知します。  
(2) 当会への直接のお問合せには回答しません。  
(3) 応募書類は返却しません。当会の個人情報保護規程に則り、適正に処理します。

### 6. 採用になった場合 (本人→高校→当会)

採用となった場合、当会から高校に以下の書類を交付します。②③に必要事項を記入し、指定期日までに学校に提出してください。理由なく期日までに提出しない場合は採用取消となります。

- |   |            |                        |
|---|------------|------------------------|
| ① | 奨学生採用通知    | 返送の必要はありません。           |
| ② | 誓約書        | 本人と連帯保証人の連署捺印が必要です。    |
| ③ | 振込先金融機関届出書 | 原則として本人名義の口座を記入してください。 |

### 7. 奨学金給付期間中の提出書類 (本人→高校→当会)

学年末毎に以下の書類を学校に提出してください。

- |   |         |                                 |
|---|---------|---------------------------------|
| ① | 成績証明書   | 学校専用用紙。                         |
| ② | 生活状況報告書 | 当会書式を高校に送ります。本人が記入し高校に提出してください。 |

### 8. 採用に漏れた場合

資金の関係で年間採用人数に限りがあり、たとえ資格があっても採用から漏れることがあります。希望を失わず機会あるごとに出願してさしつかえありません。

#### ◎ 補足事項

- (1) 本人または本人と生計を一にする家族に障害者・長期療養者がいる場合は、審査上特別加点します。この点で配慮を希望される場合は障害者手帳・各種医療受給者証のコピーまたは長期療養証明書を提出してください。「障害者」とは、身体障害者・精神障害者・知的障害者・公害疾病者・原爆被爆者、「長期療養者」とは、出願時点で6か月以上療養中または療養を必要と認められる者です。  
(2) 成績証明について:条件を統一するため、中学3年の成績で審査します。応募時期に関わらず中学3年生の成績証明書(生徒指導要録等)を添付し、評定を推薦調書に記載してください。高校2年以上以降に出願する場合は、高校入学後の成績も参考にしますが、この時点で高校の成績証明書は不要です。評定のみ推薦調書に記載してください(例:高校3年生の場合=中学3年の評定及び成績証明+高校1年の評定+高校2年の評定)。採用後の学年末報告では、高校の成績証明書が必要です。  
(3) 貸与型奨学金について:貸与型は今後募集しません。貸与型が奨学規程に記載されているのは、公益認定に当たり、過去に貸与した奨学金の返還を受けることが条件とされたためです。貸与残高の完済後、行政庁に届け出て定款及び奨学規程から削除する予定です。  
(4) 給付型に連帯保証人が必要な理由:給付型であっても、虚偽申告による不正受給等があれば、全額返還していただきます。そのような場合に共同して弁済責務を負い、かつ応募者の身元を保証する法的に有効な立場として連帯保証人が必要です。弁済能力のある方を選んでください。  
(5) 奨学金打ち切り条件「学業成績の著しい下落」について:具体的に評定いくつとは定めておらず、個々の事情で判定しますが、向学心ある方を支援する事業なので、高校在学中は少なくとも平均以上の成績を維持していただく必要があります。  
(6) 申込み時点や採用後に当会以外の奨学金を受給しても、審査上の不利や欠格事由にはなりません。願書に記入してください。  
(7) 所得証明について:所得の種類に応じて必要書類が異なります。願書2枚目の「記入上の注意」をご覧ください。